

24第20677号
平成24年7月2日

各介護保険施設・サービス事業所等 管理者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
(公印省略)

社会福祉施設等における計画停電が実施された場合に備えた対応について

日頃から本県の高齢者福祉行政に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省社会援護局総務課長、社会援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長の連名で通知があったのでお知らせします。

つきましては、計画停電に関する政府からの発表や報道等に御注意いただき、入所者等の生命・健康に支障が生じないように、計画停電に備えて下記の準備を進めるようお願いいたします。

なお、政府から電力需給逼迫警報（第1報）が発令された場合には、県からも社会福祉施設等に対し、電子メール又はFAXなどでお知らせすることを予定しておりますので、御留意ください。

記

1. 自家発電機（常用自家発電設備又は非常用自家発電設備（保安用））を有している施設については、装置の点検や燃料の確保等の準備を進めるようお願いします。
2. 停電時における医療機器の取扱方法を前もって確認し、停電解消時に速やかに復旧できるよう対応をお願いします。
特に人工呼吸器等の医療機器を使用する入所者への対応については、主治医等（配置医を含む。）に相談のうえ、必要に応じて医療機器製造販売業者と連携しつつ、適宜以下に例示する準備を進めるようお願いします。
 - ・ 人工呼吸器の内蔵バッテリーの有無と持続時間・作動の再確認、外部バッテリーの準備及び事前の充電
 - ・ 酸素濃縮装置を使用している入所者に対する必要な酸素ボンベの準備と使用方法の再確認
 - ・ 停電等電源異常時のアラームが正しく作動するかの再確認 等
3. 計画停電により、水道や都市ガスが止まるおそれがあるので、計画停電時における水道や都市ガスの状況については、契約の水道局やガス会社等に確認するとともに、止まるおそれがある場合は、十分な貯水をする、代替燃料を確保する等、適宜対応をお願い

します。

また、6月22日に開催された「電力需給に関する検討会合・エネルギー環境会議合同会合」において、今夏の節電目標の改定方針、セーフティーネットとしての計画停電について等が公表されておりますのでご確認いただきますようお願いいたします。（「セーフティーネットとしての計画停電について」は別添3参照。その他については、次のウェブサイトを参照してください。

①エネルギー・環境会議：

<http://www.npu.go.jp/policy/policy09/archive01.html>

②電力需給に関する検討会合：

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/electricity_supply/index.html

4. 計画停電時に通電される医療機関（以下「通電医療機関」という。）については、6月25日付で厚労省HPに公表しておりますので、ご確認ください。

厚労省HP <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002doat.html>

5. 自家発電設備等について、施設において消防用設備等の非常電源である自家発電設備を備えている場合には、一定の条件のもと、一般負荷にも活用できます。

消防庁HP

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/h2303_shinsai/pdf/denryoku_jikahatuden.pdf